

三田市通訳・翻訳制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三田市（以下「市」という。）内に住所を有し、又は市内に在勤及び在学する外国人市民等で日本語による情報の理解に支障がある者に対して、通訳・翻訳を提供することにより、外国人市民等が円滑に行政手続き等を行うことができるよう支援するとともに、地域の多文化共生を推進することを目的とする。

(利用者)

第2条 通訳・翻訳制度の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市に住民登録をしている外国人
- (2) 市に在勤・在学の外国人
- (3) その他市長が適当と認める者及び団体

(通訳制度利用申請)

第3条 通訳制度を利用しようとする者は、三田市通訳制度利用申請書を、通訳派遣を希望する日の7日前までに、市長に提出しなければならない。

(翻訳制度利用申請)

第4条 翻訳制度を利用しようとする者は、三田市翻訳制度利用申請書を、翻訳の納品希望日の10日前までに、市長に提出しなければならない。

(通訳制度対象業務)

第5条 通訳制度の対象となる業務は、市においてなされる手続（住民登録、国民健康保険手続き、健診、入学手続き、学校、幼稚園及び保育所における保護者懇談、外国人市民を対象とした事業、その他市が実施する相談業務等をいう。）に関する業務とする。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 通訳時間が4時間を超えるもの
- (2) 医療に関するもの
- (3) 相談事業において通訳者に心理的な負担が生じるようなもの
- (4) 通訳内容の法的・刑事的責任を問われるようなもの
- (5) その他市長が通訳を派遣することが適切でないと判断するもの

(通訳の活動地域)

第6条 通訳の活動する地域は、原則として市内とする。

(翻訳対象文書)

第7条 翻訳の対象となる文書は、外国人が市（学校、幼稚園及び保育所を含む。以下この条において同じ。）に提出する文書又は市から受け取った文書とする。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

(1) 翻訳内容の法的・刑事的責任を問われるようなもの

(2) その他市長が翻訳することが適切でないと判断するもの

(利用者の費用負担)

第8条 通訳・翻訳制度の利用料は、無料とする。ただし、利用料以外の通訳・翻訳に伴う経費は、利用者が負担するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。